

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月30日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第7号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「法」という。)」を削る。

別記第2中第36号を第37号とし、第33号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第32号の次に次の1号を加える。

(33) 配偶者同行休業を承認する場合

「配偶者同行休業を承認する

配偶者同行休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする」

配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合は

「配偶者同行休業の期間を○年○月○日まで延長する」

とする。

配偶者同行休業の承認を取り消す場合（当該取消しに引き続いて職務に復帰しない場合を除く。）は

「配偶者同行休業の承認を取り消す

○○に職務復帰を命ずる」

とする。

配偶者同行休業の承認の取消しに引き続いて職務に復帰しない場合は

「配偶者同行休業の承認を取り消す」

とする。

別記第2附表第12号中「法」を「地方公務員法（以下「法」という。）」に改め、同附表第22号中「又は育児休業」を「、育児休業又は配偶者同行休業」に改め、同附表第36号中「地方公務員法」を「法」に改め、同号を同附表第37号とし、同附表第33号から同附表第35号までを1号ずつ繰り下げ、同附表第32号の次に次の1号を加える。

(33) 配偶者同行休業 法第26条の6の規定に基づき、職員としての職を保

有したまま職務に従事しない場合をいう。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(人事委員会事務局)